

## 自治基本条例の本文に規定すべき内容

### 1. 総則

#### 条例の目的

この条例は、名張市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を推進し、自立し持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

#### <考え方>

- ・名張市の自治の主体者である市民、市議会、市がそれぞれの果たす役割や責任を明らかにし、市政運営の仕組みを共有することにより、協力して自治を推進し、将来にわたり自立し、持続可能な地域社会を実現することを条例の目的とします。
- ・「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地方の住民の意思と責任において行政が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において行政が行われること）の2つからなるとされています。

#### <検討委員会で出された意見>

- ・これからの自治体は、他力本願ではなく、市民、市議会、市がそれぞれ自己改革するとともに、協力して自力で持続可能な発展をめざすことが重要である

#### 定義

##### （一）市民

市内に住み、又は市内で働き、学ぶ者及び市内に事業所を置く事業者、その他団体等をいう。

##### （二）参画

政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。

##### （三）協働

市民、市議会及び市、又は市民同士がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動すること。

<考え方>

- ・この条例のなかで使われる用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な用語を定義しました。
- ・市民の定義中のその他の団体等とは、コミュニティ団体、NPO、ボランティア等の市民公益活動団体、PTAや老人会、趣味のサークルなどの任意団体等を指すものです。
- ・「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味を含んでいます。

<検討委員会で出された意見>

- ・協働の主体を、市民、市議会及び市と明確に位置付けるべき。
- ・市民同士の協働も定義すべき。
- ・名張市らしい協働の姿を画き、市民のまちづくりへの参加意識を高めていくことが、自治基本条例に求められている。

## 自治の原則

### (一) 人権尊重

国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに活かされること。

### (二) 情報共有

市民、市議会及び市が互いの情報を共有し合うこと。

### (三) 参画及び協働

市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決にあたること。

<考え方>

- ・自治の主体者である市民、市議会、市が情報を共有し、市民の市政への参画が保障されることを基本に、協働して公共的な課題の解決に取り組むことを基本原則として位置づけています。
- ・このためには、市民がそれぞれの個性を認めあい、尊重し合うことが不可欠であるため、「人権尊重の原則」を第一に掲げることとしました。

<検討委員会で出された意見>

- ・協働の目指すものは、公共的課題の解決とするのが適当である。
- ・市民の自立を基本にした参画、協働を原則として謳うのであれば、それを補完する人権の原理が必要である。

## 2. 市民

### 市民の権利

市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

市民は、市が提供する行政サービスをひとしく受けることができる。

#### <考え方>

- ・行政サービスを受けることができる者は、それぞれのサービスごとに条例や規則等で受給対象者が定められており、全ての市民が全てのサービスを等しく受けるという意味ではありません。

### 市民の役割と責務

市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるとともに、参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

市民は、事業を営み又は諸活動を行うにあたっては、公共の福祉と地域の発展に配慮しなければならない。

市民は、行政サービスに伴う市税等の負担を分任しなければならない。

#### <考え方>

- ・市民が自治の担い手であることを自覚し、まちづくりへ主体的かつ積極的に参加することを促すため、努力規定を設けています。
- ・事業活動など市民の私的な活動においても、公共の福祉に反しないこと、また地域の発展への配慮を行うことを責務として市民に課しています。

#### <検討委員会で出された意見>

- ・地域の課題を認識し、自ら行動する市民を増やしていくことが課題である。
- ・市民の権利と義務は、「言いたいことは言うが、すべきこともする」ということが基本にならなければならない。
- ・市民の参画促進について、義務を課すことはできないが、条例で少しでも踏み込む表現ができないか。
- ・市政への市民参画には、政治参画と行政参画の2通りあるが、政治参画にまで踏み込んで規定するのは難しい。
- ・市民が意識改革し、市民社会を変革していく必要がある。

### 3. 市議会

#### 議会の役割、権限等

市議会は、市の意思決定機関である。

市議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する重要事項で別に条例で定めるものを議決する。

市議会は、市の行政運営を監視し、牽制する。

##### <考え方>

- ・市の執行機関に対して、市議会は市の意思決定機関であることを規定します。
- ・議会の権限は、地方自治法で規定されていますが、そのうち重要で代表的なものを例にあげて規定します。
- ・市議会は、市政運営が適切に行われているかを監視し、牽制する役割を果たすものとします。

#### 議会の責務

市議会は、情報の公開、提供や対話などを通じて市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

市議会は、市政調査に努めるとともに、条例等議案の提出など政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

##### <考え方>

- ・会議や議事録の公開、広報活動、市民との直接対話などを通じて情報の共有を図り、市民に開かれた議会運営を行うことを規定しています。
- ・市議会は、市の執行機関等が提案した議案の審議だけでなく、自ら議案を提出し議決する権限を有しています。地方分権に対応して、自治の確立を図るためには積極的な法務政策が求められており、議会が条例議案の提出などの立法及び政策形成機能を強化し積極的に活用することを規定します。

#### 議員の責務

市議会議員は、市民の信託に応え、自己の研鑽に努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

##### <考え方>

- ・市民、市長等と同様に、議員個人の責務を規定しています。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・議会の権限は地方自治法で規定されているので、この条例では議会の資質、議員として心構えについて重視すべきだ
- ・議員は市民の声を代表するという役割を記述すべきだ。
- ・議員の自己研鑽（能力向上）についても記述が必要だ。
- ・住民投票やパブリックコメントなどで議会の意義が変わりつつあるということを踏まえなければならない。
- ・議会自ら市民と対話し、その意見を反映するような仕組みが必要だ。
- ・議員を選ぶ市民も、自らレベルアップを図る必要がある。

#### 4. 市長等

##### 市長の役割と責務

市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し及びこれを執行する。

市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営にあたるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

< 考え方 >

- ・地方自治法で定められた、市長の代表的な役割を規定しています。
- ・毎年度、市政の方針を定め、これに基づいて市政を推進するとともに、その結果についても責任を持たなければならないことを規定しています。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・ローカルマニフェストが叫ばれているが、市長にマニフェストを義務付けるのは、新人の立候補のハードルをいたずらに高くするので、問題がある。対立候補が政策で争う構造が確立されればよい。

##### 職員の役割と責務

職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

職員は、職務に必要な知識・技能等の向上に努めなければならない。

< 考え方 >

- ・全体の奉仕者としての位置づけとともに、公正、誠実かつ効率的な職務遂行とそれに必要な知識、技能の向上を責務として規定しています。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・職員には、もっと市民の立場に立って仕事をしてもらいたいし、このための研鑽をしてもらいたい。

## 5 . 情報共有

### 情報共有

市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

< 考え方 >

- ・参画及び協働のまちづくりを進めるためには、その主体者がそれぞれの持つ情報を共有することが何より重要です。
- ・市は、市政に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民が抱えている問題や市民意識の把握等に努めることにより、お互いの情報の共有を図ることを規定します。

### 情報公開

市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

< 考え方 >

- ・情報共有のためには、市民の市政情報に係る「知る権利」を保障することが不可欠です。
- ・市は、既に「名張市情報公開条例」を定め、市政に関する情報を原則的に公開しています。

### 個人情報保護

市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適正な措置を講じなければならない。

< 考え方 >

- ・市民の人権を守るためには、個人の情報を保護することが不可欠です。
- ・市は、既に「名張市個人情報保護条例」を定めており、個人情報の厳正な管理と市民の権利保護に取り組んでいます。

## 説明責任

市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民にわかりやすく説明しなければならない。

### <考え方>

- ・政策の立案から実施、評価までの各過程への市民の参画を促進するために、それぞれの過程において、市がその情報を市民にわかりやすく提供（説明）することを規定します

## 要望・苦情等への対応

市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査・分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

### <考え方>

- ・市民からの要望や意見等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。
- ・市民からの苦情については、これを積極的に受けとめ、組織として原因等を調査・分析し、必要な場合は業務の改善を行うなどの適切な措置を行うことを規定します。

### <検討委員会で出された意見>

- ・市民対応窓口の高度化・総合性を記述できないか。
- ・苦情等について、市全体で内容等を集約・分析し、改善する仕組みが必要である。

## 6. 市政運営（自治体経営）

### 市政運営の原則

市は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及び基本計画（総合計画）を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

< 考え方 >

- ・ 地方分権の進展に伴い、地方の自立が強く求められています。他の自治体とは異なる、名張市らしさにとことんこだわったまちづくりを、地域資源を活用しながら、戦略的に進めていくことが必要です。
- ・ 市は、上記の戦略的なまちづくりを、総合的かつ計画的に進めていくための指針として、総合計画を定めることを規定します。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・ これからの自治体は、生き残りをかけて、厳しい政策選択を行っていくことが求められている。
- ・ 戦略的な政策選択に市民が関わる仕組みが必要である。
- ・ 市民の側にも「市を経営する」という視点を広げていかなければならない。

## 組織

市は、社会情勢に対応する簡素かつ機能的な組織により市政運営を行うとともに、市の組織を市民にわかりやすいものにしなければならない。

< 考え方 >

- ・ 市の組織は、市民サービスの向上や効率的な市政運営を行うため、簡素で機能的なものとするを基本に、社会情勢等の変化に対応して常に見直すとともに、見直しにあたっては市民へのわかりやすさを重視することを規定します。

## 人事政策

市は、有能な職員の任用に努めるとともに、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置等を行い、職員と組織の能力が最大限に発揮されるようにしなければならない。

< 考え方 >

- ・ 職員の任用、人材育成、人事評価と配置に係る市の責務について規定しました。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・ 職員に人事考課・査定制度を導入すべきである。
- ・ 人事評価について、市民や専門家を交えた評価指標づくりを行う必要がある。
- ・ 職員研修を充実させるべきである。
- ・ 市民との信頼関係を築ける人をもっと評価すべきである。



## 法務政策

市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈するとともに、条例・規則の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

### <考え方>

- ・多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するためには、関係する法令について、これに違反しない範囲で、市が責任を持って積極的に解釈を行っていくことが求められています。
- ・市の政策実現のためには、条例・規則などを積極的に制定し、活用することが必要です。また、政策分野ごとに基本条例の制定を目指すなど、条例・規則の体系化を進めます。

## 法令遵守、公益通報

市は、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

市は、行政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

### <考え方>

- ・市の法令遵守（コンプライアンス）義務について規定しました。
- ・公益通報については、国において公益通報者保護法が制定されており、これに対応して市の環境整備を行う旨規定しています。

### <検討委員会が出された意見>

- ・公益通報者保護については、犯罪を見逃すことは犯罪との立場で、運用に慎重を期す必要がある。
- ・別に通報機関又は補助機関を設けておかないと、通報者の真の保護は難しい。
- ・一気に条例で縛るのではなく、職員の意識改革、法務研修など段階的に進めていくべきだ。
- ・リスクマネジメントに関する職員研修が必要になっている。

## 行政手続

市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

< 考え方 >

- ・市では、行政手続条例を既に定めており、これに基づいて行政処分や市民の権利利益の保護を行っていきます。

## 行政サービス提供等の原則

市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等を市民に明らかにするとともに、公平、公正かつ効率的なサービス提供に努めなければならない。

市は、実施しようとする事業等について、最少の経費で最大の効果をあげるよう、その費用対効果を検証するとともに、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

< 考え方 >

- ・行政サービスの提供、事業等の推進における基本原則を規定しています。
- ・サービス提供にあたっては、公平性、効率性の確保を基本に、サービスの内容等について前もって市民に明確に示すことを規定しています。現在、「市民と行政の約束制度」として具体的な取組みを進めています。
- ・事業実施にあたっては、その効率性、有効性の検証とともに、目標を明確化したうえで成果重視の取組みを行うことを規定しています。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・名張市が既に組んでいるシティズンズチャーター（市民と行政との約束制度）について規定すべきである。
- ・市民満足度経営（顧客主義）については、コスト概念と切り離すと危険である。費用対効果を上げるという表現にするべき。

## 財政等

市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

市は、保有する財産を適正に管理するとともに、効果的に活用しなければならない。

市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民にわかりやすく公表しなければならない。

< 考え方 >

- ・ 財政運営及び市有財産の管理・活用について基本的な事項を規定しています。
- ・ 財政状況や財産の状況などを市の経営という視点で、市民にわかりやすく公表する旨規定しました。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・ 財政状況の公表は地方自治法で定められている事項だが、市民にわかりやすく公表することが求められる。

## 行政評価

市は、効果的で効率的な市政運営を行うとともに、総合計画の着実な進行管理を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

< 考え方 >

- ・ 行政評価とは、総合計画に掲げた政策・施策目標を、各年度の事業推進によりどの程度達成できたかを評価するもので、市では、平成16年度より取り組んでいます。目標に対する、事業の有効性や効率性等を検証し、必要な場合は、事業等を見直すことが求められます。行政評価については、客観性の確保や市民との情報共有のため、市民にわかりやすく公表することが重要です。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・ 行政評価制度は、今後とも進化させていくという表現が必要だ。
- ・ 行政評価と人事評価、人事配置及び職員研修が連動するようにしていく必要がある。

## 監査

監査委員は、市の財務等に係る監査を行うにあたり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性等の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

< 考え方 >

- ・ 監査委員が行う監査について規定しました。事務事業の有効性・効率性等の視点を踏まえた監査を行う旨規定しています。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・外部監査について規定している自治体が多いが、まず内部監査を厳正に行うことが第一であり、これをしっかりと規定すべきだ。
- ・オンブズマンの設置について、中長期的な視点で検討していく必要がある。
- ・外部監査については、必要に応じてそこまで発展させるということによい。

## 危機管理（不測事態への対応）

市は、市民、関係機関、他の自治体等との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

< 考え方 >

- ・市は、いつ起こるともわからない不測の事態に常に備え、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努めることを規定しました。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・地震等の大規模災害時には、地域における住民同士の助け合いがなにより重要だ。
- ・日頃から、防災訓練など地域における危機管理の足元を固めておく必要がある。
- ・危機管理における地域づくり委員会の役割、重要性が滲み出るように規定すべきだ。  
コミュニティ活動、地域づくりのところで表現する

## 7. 参画及び協働

### (1) 市政への市民参画

#### 政策形成及び実施過程への参画

市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、重要な計画の策定、条例等の制定・改廃、又は施策等を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

<考え方>

- ・政策形成及び事業実施過程への市民参画を促進するための、市民への情報提供や意見聴取の方法等について規定しました。

<検討委員会で出された意見>

- ・市政への市民参画には、計画策定 - 施策実施 - 評価 - 修正のサイクルが必要だ。
- ・市民の参画を保障するという表現が必要だ。
- ・条例だけでなく規則の制定にも市民参画が必要と思われる。
- ・審議会以外の市民参画（公聴会、アンケート、ワークショップ等）についても規定する必要がある。

## 評価等への参画

市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。

<考え方>

- ・行政評価の結果の公表及び意見聴取について規定するとともに、市の事務事業の執行結果について市民がチェックする機会を設けることを規定しました。

## 審議会等

市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

審議会等の会議及び会議録は原則として公開しなければならない。

<考え方>

- ・審議会委員の選考について、その中立性の確保及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。
- ・審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することを規定しました。

## 住民投票

- (一) 市長は、市政にかかる重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- (二) 住民投票の投票資格要件、その他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- (三) 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### <考え方>

- ・市長が、必要に応じて住民投票を実施できることを定めています。このことは、既に名張市市民参加条例で規定されており、これに基づき市町村合併に係る住民投票を実施しています。なお、市民参加条例は自治基本条例の公布と同時に廃止します。
- ・住民投票に関し、投票資格要件等の詳細事項は別の条例で規定することとしています。
- ・住民投票の結果の尊重について、市民、市議会、市長の3者に対し義務規定を設けています。

## 住民投票の発議及び請求

- (一) 定住外国人を含む18歳以上の住民は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。
- (二) 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。
- (三) 前2項の場合において、議会の議決があったときは、市長は住民投票を実施しなければならない。ただし、第1項の署名者数が定住外国人を含む18歳以上の住民総数の6分の1を超えたときは、市長は住民投票を実施しなければならない。

### <考え方>

- ・前条では市長が、住民投票を実施できることを規定していますが、ここでは、住民、市議会議員がそれぞれ住民投票を請求または発議できることを規定しています。
- ・定住外国人を含む18歳以上の住民は、総数の50分の1の署名をもって市長に住民投票を請求ことができ、この場合、市長は市議会に住民投票議案を上程し、市議会の議決があれば住民投票を行うこととなります。
- ・ただし、住民の署名数が総数の6分の1を超えた場合には、議会の審議を経ずに、市長は住民の請求に基づき住民投票を実施しなければなりません。
- ・市議会議員は、議員定数の12分の1の賛成を得て、住民投票を発議することができます。この場合も、市議会の議決があれば住民投票を行うこととなります。
- ・市政の主体者である、市民、市議会、市長の3者それぞれが、一定の要件を満たせば住民投票の実施を自ら決めることができるようになります。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・投票者資格は、この条例で特定せず、個々の案件により判断するほうがよい。案件によっては中学生をも対象にする場合があってもよい。
- ・市民の発議権、請求権は幅広く考えてもよい。
- ・定住外国人は、資格者に入れるべきである。
- ・市民の住民投票実施のための条例制定請求（50分の1）も規定する必要がある。
- ・議員の発議は、地方自治法で認められているため、自治基本条例への規定は不要と思われる。
- ・議員の発議権（12分の1）についても、市民請求と同様に規定すべき。
- ・住民投票の成立要件（50%以上）を規定すべきである。
- ・住民投票結果の遵守義務についても規定が必要だ。
- ・名張市は住民投票を既に経験しているため、この前例（20歳以上）を尊重すべきである。

## （２）コミュニティと市民公益活動

### コミュニティ活動

市民は、安全で安心できる地域社会を実現するため、自主的に区及び自治会等のコミュニティ活動に参加し、地域のなかで交流し、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

市は、コミュニティ活動の役割を尊重するとともに、必要な施策を講じなければならない。

< 考え方 >

- ・区、町内会、自治会などの最も基礎的なコミュニティについて規定しています
- ・子どもたちの通学等の安全や、一人暮らし老人の見守り、災害発生時の救助活動など、安全で安心な生活を送るためには、この基礎的なコミュニティが重要です。また、地域の固有課題について、住民同士で話し合い解決に向けて協力して行動するとともに、必要な場合には市や他の機関等へ対応を求めることなども、この基礎的なコミュニティが基本になります。
- ・市は、この基礎的なコミュニティの役割を尊重し、活動に必要な情報の提供、情報交換や相談体制の整備、集会所設置への支援など必要な施策を行っていくこととします。

## 地域づくり

市民は、住民自治を基本に、地域特性に応じた個性的で心豊かな地域を創造するために、コミュニティ活動を一定のまとまりをもって行う組織として、別に条例に定めるところにより、地域づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

委員会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織等と連携しながら地域づくりを行うものとする。

市は、委員会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

市は、各種計画の策定や政策形成にあたっては、委員会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

委員会は、市が行ってきた事務等を市に代わって行うことができる。この場合、市は、原則として、事務の執行等に必要な経費の一部又は全部を委員会に支払うものとする。

### <考え方>

- ・地域の資源を活かした個性豊かな地域づくりの活動を、住民が主体となって行っていくためには、地理的特性など地域特性を共有する小学校区単位や地区公民館単位に、複数の基礎的コミュニティがまとまり、一定の規模を有することが必要です。
- ・このため、ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例に基づき、14の地域づくり委員会が設立され、住民による地域づくりの活動が行われています。
- ・委員会は、当該地域の住民のほか、当該地域と関わりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれたものとし、
- ・市は、委員会に対し、地域交付金の交付や推進チームの派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行います。
- ・市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や、施策・事業の推進にあたっては、地域づくり委員会が策定した地域の計画（地域ビジョンなど）との整合に最大限配慮するとともに、委員会の意見等を尊重することを規定します。
- ・市は、市が行ってきた地域内の公共施設の管理や、地域住民に対する公共サービス提供等について、委員会の求めがあった場合には、できる限り委員会が市に代わって行えるよう配慮します。この場合には、市が直営で行っていたときに要していた経費の一部または全部を、原則として委員会に支払うこととします。



< 検討委員会で出された意見 >

- ・コミュニティの第一の役割は、危機管理であり、すべての人にもっとも身近で重要な課題だと思われる。
- ・区・自治会等に入っていない人がいるという構造的問題がある。
- ・自治会活動に取り組んでいる者として、強制加入にできないかとの思いを強く抱いている。
- ・任意団体である自治会に強制加入させることは、憲法に抵触するためできない。
- ・コミュニティ活動への参加のインセンティブになるような規定が必要。
- ・区・自治会等への加入を促進するためには、会費・区費のあり方にも課題がある。
- ・地域づくり委員会には、区や自治会に参加していない人のほか、地域の企業やNPO等の参加を認め、幅広い組織にすべきだ。
- ・地域づくり委員会の、活動の目指すところをしっかりと記述するべきだ。
- ・地域づくり委員会と区制度、自治会との（補完・協力）関係をうまく表現する必要がある。
- ・地域づくり委員会は、最初は行政の関与・支援が必要だが、最終的には住民が独自に運営していくべき。
- ・地域づくり委員会は、区や自治会の足りない部分を補い、力を結集してより高度なレベルの仕事ができるようにするものであり、現在の区や自治会のあり方を変えるものではない。
- ・地域づくり委員会の結集度、受け持つ範囲が増えるほど、その公共性と自己権力性が高まり、行政もいうことを聞かざるを得なくなる。
- ・共益社会（コミュニティ）、公益社会（地域づくり委員会、NPO等）への参加意識を高め、参加を拒否する人は、切り捨てざるを得ない。
- ・PTA、婦人会等のアソシエーション組織は目的がはっきりしているため結束しやすいが、コミュニティ組織は義務的に行われている感が強い。これをNPOなどが繋げていく形になればよい。
- ・地域づくり委員会とアソシエーション組織（趣味的活動やNPO等の市民公益活動など）がタテとヨコとのマトリックス構造になることが求められる。
- ・地区の祭礼をまちづくりに生かしたいが、宗教行事のハードルがあり難しい。
- ・地域や各種団体が基礎にあって地域づくり委員会があるということであり、地域づくり委員会が上にあるのではない。
- ・協働の原則から言えば、「市民も市を尊重する」という表現が必要だ。

## 市民公益活動

市は、市民が自発的かつ自主的に行う非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

< 考え方 >

- ・コミュニティでは地縁型の市民の活動を規定しましたが、市民公益活動では、地縁によらず、活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民の活動について規定しています。
- ・今後、この市民公益活動が、コミュニティ活動とともにまちづくりの主要な担い手となっていくことが期待されます。
- ・市は、市民公益活動を尊重し、その活動を促進するための適切な措置を講じることとし、その具体的な内容は別に条例を定め、規定することとします。

### (3) 協働のまちづくり

#### 協働のまちづくり

コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む市民（以下「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性や役割を理解するとともに、互いに尊重し合い、協力・連携してまちづくりに取り組むものとする。

市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

市は、協働のまちづくりを進めるにあたり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

#### <考え方>

- ・市民については、総則で「市内に住み、又は市内で働き、学ぶ者及び市内に事業所を置く事業者、その他団体等をいう。」と定義しており、コミュニティ活動団体や市民公益活動団体も「その他の団体」として市民に含んでいます。しかし、これからのまちづくりにおいては、コミュニティ活動や市民公益活動が特に大きな役割を果たすことが期待されることから、これを強調して表現するため「多様な主体」という新たな定義を設けています。「多様な主体」には、もちろん個人としての住民のほか、事業者、通勤・通学者を含んでいます。
- ・市は、多様な主体と協力連携し、「公共的サービス提供が最も効率的で、その受け手にとって身近であるなど最適な主体がサービスを提供する」という原則のもと、多様な主体がその担い手となれるよう、必要な措置を行っていくことを規定しています。
- ・多様な主体が、意見交換し、連携協力することで、その活動範囲を広げるとともに、活発に活動を展開できるよう、市は積極的に活動拠点施設の整備、情報交換の機会の創設などに取り組まなければならないことを規定します。

#### <検討委員会で出された意見>

- ・アソシエーション型組織とコミュニティ組織を有機的に結び付けていくことが重要だ。

## 8. 最高規範性

この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃にあたっては、この条例の内容を尊重し、整合を図らなければならない。

< 考え方 >

- ・この自治基本条例を、名張市の自治推進における最高規範であることを規定します。
- ・最高規範性を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。
- ・市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の改廃にあっても、この条例の趣旨を尊重することを規定します。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・法的に他の条例と上下関係はないので、条文でこの条例が最優先されることを宣言することが必要である。
- ・改廃の議決に過半数を超えるハードルを課す事例（2 / 3 or 3 / 4）があるが、そこまでは必要ない。

## 9 . 国、三重県及び他の地方自治体との関係

### 国及び三重県との関係

市は、国及び三重県と対等の立場にたち、市自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

< 考え方 >

- ・国や三重県とは上下関係ではなく、対等な立場にたつて、名張市の自治の発展のために協力しながら、あるべき適切な関係を構築していくことを規定します。

### 他の自治体との関係

市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域的事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力・連携するものとする。

< 考え方 >

- ・広域的な事務処理や、災害時の相互応援など、行政の垣根を越えて積極的に他の自治体と協力・連携を行っていくことを規定します。

< 検討委員会で出された意見 >

- ・危機管理は、広域連携と都市間連携が必要である。

## 附 則

### 1. 施行期日

この条例は、公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

### 2. 名張市市民参加条例の廃止

名張市市民参加条例（平成14年名張市条例第2号）は、廃止する。